

大阪労働局発表
令和5年10月19日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 監督課
(電話番号) 06 (6949) 6490

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！ ～ 毎年11月は過労死等防止啓発月間です ～

大阪労働局（局長 荒木 祥一）は、11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

「過重労働解消キャンペーン」では、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けて、以下の取組を実施します。

- 1 過重労働に関する相談の集中受付
- 2 労使の主体的な取組の促進
- 3 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換
- 4 重点監督の実施
- 5 過重労働に関する各種セミナーの開催

1 過重労働に関する相談を集中的に受け付けます

平日、土日・祝日、夜間も過重労働に関する相談を積極的に受け付けます。

（1）過重労働相談受付集中週間

11月1日（水）から11月7日（火）は、「過重労働相談受付集中週間」です。

大阪労働局労働基準部監督課 または 労働基準監督署（平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

〔	月～金	17:00～22:00
	土日祝日	9:00～21:00

〕

（2）特別労働相談受付日

11月3日（金・祝）は「特別労働相談受付日」とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置します。当日は労働基準監督官が相談に対応します。

なくしましょう 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル： 0120-794-713

実施日時： 令和5年11月3日（金・祝） 9:00～17:00

2 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

3 大阪労働局長がベストプラクティス企業との意見交換を実施します

大阪労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

4 重点監督を実施します

(1) 監督の対象とする事業場等

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や長時間労働や賃金不払い残業が疑われる企業等を対象とします。

(2) 重点的に確認する事項

時間外労働・休日労働が、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

5 過重労働に関する各種セミナーを実施します

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時：令和5年11月6日(月) 14:00～16:30

場所：コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

参加費：無料

申込先：(FAX) 052-915-1523

(WEB) <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

内容：別添リーフレット参照

過重労働解消のためのセミナー

1 オンラインセミナー 令和5年10月から令和6年1月を中心に開催します

2 会場開催セミナー(大阪会場) 令和5年12月15日(金) 14:00～16:30

セミナーの詳細は専用WEBサイト(<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com>)をご覧ください。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年11月6日(月)

14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

コングレコンベンションセンター
ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

参加無料
《事前申込》

基調講演

「働く人々における巧みな休み方：
オフの量と質の確保の重要性」

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター 上席研究員

久保 智英 氏

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：大阪府

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

大阪会場

[報告]

「大阪労働局の取組について」 大阪労働局労働基準部監督課

[基調講演]

「働く人々における巧みな休み方： オフの量と質の確保の重要性」

久保 智英 氏 (独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター 上席研究員)

[企業からの取組み事例発表]

第一稀元素化学工業株式会社

[過労死遺族の声]

会場のご案内

コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

- ・JR「大阪駅」より徒歩3分
- ・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩3分
- ・阪急「梅田駅」より徒歩3分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明書)の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する に をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

基調講演についてご質問がある方は以下にご記入ください。 ※当日、全てお答えできるわけではございませんが参考にさせていただきます。

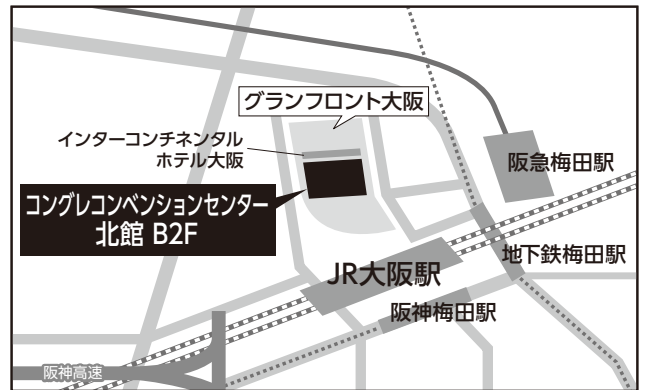
久保 智英 氏

独立行政法人 労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター
上席研究員



2003年3月 中央大学文学研究科心理学専攻にて修士(心理学)、2007年10月 名古屋市立大学医学研究科にて博士(医学)を取得。

2008年4月(独)労働安全衛生総合研究所に任期付研究員として着任。2017年4月より上席研究員。2011年2月フィンランド労働衛生研究所にて客員研究員。専門は産業保健心理学、睡眠衛生学、労働科学。現在は勤務間インターバル、つながらない権利と疲労回復の関係や、自主対応型の疲労対策としての職場の疲労カウンセリングの研究に従事。



「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-087-555

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識やノウハウ」を提供します！



過重労働解消

健康的でやる気あふれる職場の実現のために

のためのセミナー

セミナー内容

- ★ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★ 過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★ 過重労働解消に関する企業の取組事例

※また、受講回ごとに、各講師の専門分野に重点テーマを設定し、60分程度深掘りして詳細に解説します。

開催日程 2023 **10**月 ~ 2024 **1**月
詳しくは、裏面及び下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法
オンライン開催 (Zoomウェビナー使用) : 50回開催
会場開催 : 東京・大阪で各1回の計2回開催
★ **特別企画** として「業務効率化セミナー」をオンライン開催と東京・大阪の会場開催で各1回の計3回

個別開催 企業単位・団体単位での開催のご希望がございましたら、下記へお問い合わせください。

全55回

〈参加費〉

無料

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索

※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。





オンライン開催(50回) + 会場開催(2回)

労働法に詳しい弁護士、大学教授、元労働基準監督官などの経歴を持つ専門家が担当します!

開催回	開催日	開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式
第1回	10/3(火)	午前 9:30~12:00	弁護士 外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
第2回	10/3(火)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
第3回	10/5(木)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士・東洋大学准教授 北岡大介	過労死等に係る損害賠償事例	オンライン
第4回	10/12(木)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
第5回	10/12(木)	午後 14:00~16:30	社会保険労務士 河合智則	医師の過重労働と働き方改革~過労死等認定事例を中心に~	オンライン
第6回	10/13(金)	午後 14:00~16:30	東京大学社会科学研究所教授 水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)
第7回	10/16(月)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井博子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第8回	10/18(水)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第9回	10/18(水)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村俊一	過重労働と下請けへの「しわ寄せ」防止	オンライン
第10回	10/19(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
第11回	10/20(金)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第12回	10/20(金)	午後 14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
第13回	10/23(月)	午前 9:30~12:00	特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント 田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第14回	10/23(月)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第15回	10/27(金)	午前 9:30~12:00	水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	オンライン
第16回	10/31(火)	午前 9:30~12:00	河合智則	過労死等労災認定の基本~業務上疾病と労災認定基準~	オンライン
第17回	11/2(木)	午前 9:30~12:00	元北海道労働局長 引地陸夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
第18回	11/2(木)	午後 14:00~16:30	引地陸夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
第19回	11/6(月)	午後 14:00~16:30	森井博子	安全衛生パト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
第20回	11/7(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
第21回	11/9(木)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
第22回	11/10(金)	午前 9:30~12:00	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
第23回	11/10(金)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
第24回	11/14(火)	午前 9:30~12:00	河合智則	医師の過重労働と働き方改革~休日直許可を中心に~	オンライン
第25回	11/14(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン
第26回	11/16(木)	午前 9:30~12:00	引地陸夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
第27回	11/16(木)	午後 14:00~16:30	引地陸夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
第28回	11/21(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
第29回	11/21(火)	午後 14:00~16:30	河合智則	過労死等労災認定基準~改正精神障害労災認定基準を中心に~	オンライン
第30回	11/22(水)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第31回	11/22(水)	午後 14:00~16:30	中辻めぐみ	建設業、自動車運転者に係る時間外上限規制の適用	オンライン
第32回	11/27(月)	午前 9:30~12:00	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第33回	11/27(月)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第34回	11/28(火)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第35回	11/28(火)	午後 14:00~16:30	上村俊一	過重労働と下請け等への「しわ寄せ」防止	オンライン
第36回	11/30(木)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第37回	12/5(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
第38回	12/5(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	安全衛生パト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
第39回	12/7(木)	午前 9:30~12:00	北岡大介	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第40回	12/7(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
第41回	12/8(金)	午前 9:30~12:00	上村俊一	先取り、フリーランス新法	オンライン
第42回	12/11(月)	午前 9:30~12:00	河合智則	過重労働と労災認定~副業・兼業、認定基準対象外疾病~	オンライン
第43回	12/11(月)	午後 14:00~16:30	河合智則	待ったなし!医師の働き方改革~直前報告~	オンライン
第44回	12/12(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
第45回	12/13(水)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第46回	12/15(金)	午後 14:00~16:30	社会保険労務士 茶園幸子	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)
第47回	12/19(火)	午前 9:30~12:00	上村俊一	先取り、フリーランス新法	オンライン
第48回	12/19(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
第49回	12/21(木)	午前 9:30~12:00	引地陸夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
第50回	12/21(木)	午後 14:00~16:30	引地陸夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
第51回	1/18(木)	午前 9:30~12:00	北岡大介	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第52回	1/18(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン

開催会場 ○東京会場:角筈区民ホール(新宿区) ○大阪会場:エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)

※オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。

特別企画 業務効率化セミナー(オンライン開催1回 + 会場開催2回)

開催地	開催日	開催時間	会場	講師
東京	10/11(水)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタント 小河原 光司
WEB	11/8(水)	14:00~16:30	オンライン	
大阪	12/14(木)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)	

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索



※お預かりした個人情報、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。

この機会に
一度

ご自身の労働時間を
見詰め直してみましよう。



11月

「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

0120-811-610 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知って
いますか？



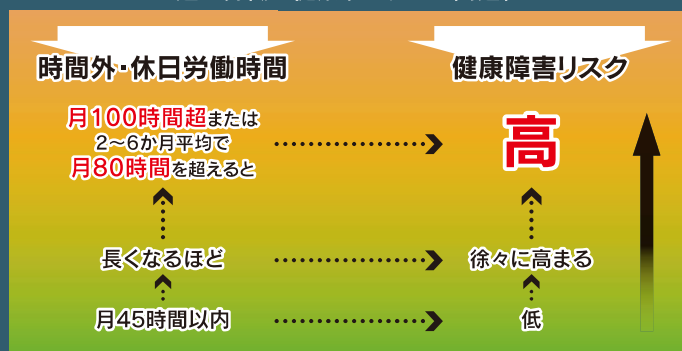
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん

確かめよう労働条件サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善
ポータルサイト

働き方・休み方改善ポータルサイト

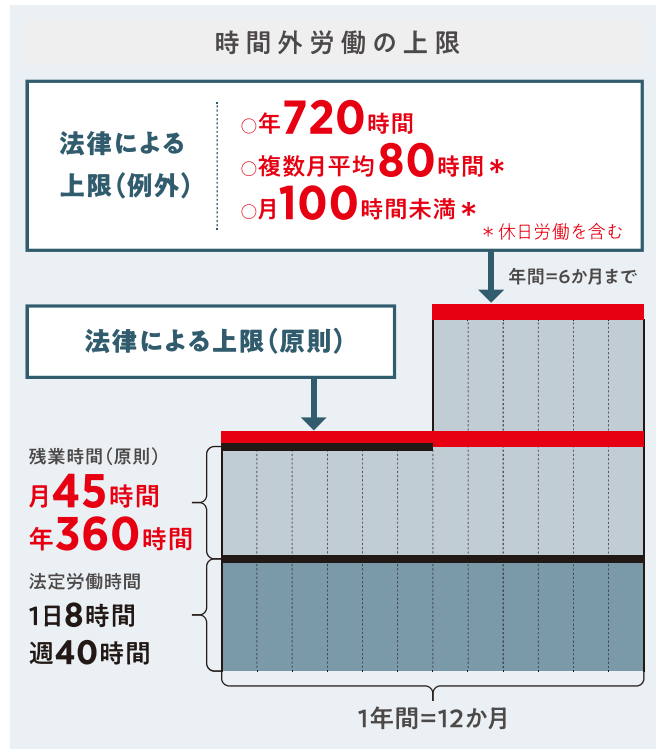
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。

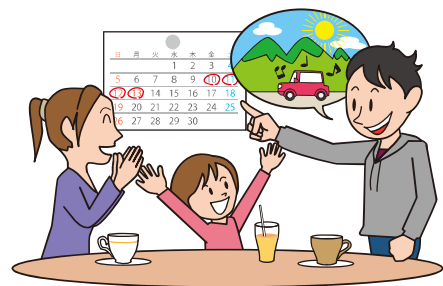


02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01

労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03

過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04

労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時



0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

なくしましょう

長い残業

相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



05

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

